

# 地方競馬全国協会 会報

第 218 号 平成 13 年 6 月

目 次
-----

1 . 競馬関係事項

馬主および馬の登録数調べ

2 . 畜産関係事項

(1) 平成 13 年度畜産振興補助事業の事務担当者会議の開催

(2) 平成 13 年度畜産振興補助事業費補助金の交付決定について

3 . 通達

競馬法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 100 号）

4 . できごと

# 1 . 競馬関係事項

## 馬主および馬の登録数調べ

平成 13 年 5 月分

### 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	59	13	3	19			1
馬	745	273	0		367	12	10

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	515	141	656	3	659
3 歳	43	3	46	0	46
4 歳	28	0	28	0	28
5 歳	2	0	2	0	2
6 歳以上	9	1	10	0	10
計	597	145	742	3	745

ただし、登録事項の変更及び抹消については5月中に事務処理済みの件数である。

## 2. 畜産関係事項

### 平成 13 年度畜産振興補助事業の事務担当者会議の開催

協会は、平成 13 年度畜産振興補助事業について、都道府県の関係職員の参集を得て、下記により事務担当者会議を開催した。

#### 記

- ( 1 ) 期 日 : 平成 13 年 6 月 1 日 ( 金 )
- ( 2 ) 場 所 : 東京都港区 ( 当協会会議室 )

### 平成 13 年度畜産振興補助事業費補助金の交付決定について

平成 13 年 6 月 1 日付けで農林水産大臣承認を受けた事業区分ごとの交付決定は、下記のとおりである。

事業区分	件数	交付決定額 ( 千円 )
馬の改良増殖推進事業	31	488,455
畜産経営技術指導事業	116	1,305,265
畜産経営合理化事業	196	667,139
家畜畜産物等流通合理化事業	4	142,875
その他畜産振興事業	44	128,178
合 計	391	2,731,912

平成13年度畜産振興補助事業交付決定状況（平成13年度6月分）

都道府県名等	補助事業者名	補助事業名	交付決定額 (千円)
中央団体	財団法人 日本軽種馬登録協会	(1)登録推進	163,379
中央団体	財団法人 日本軽種馬登録協会	(5)その他 馬名登録一元化対策	45,000
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(1)登録推進	73,891
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(4) 生産技術指導	9,359
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(5)その他 農用馬生産振興推進	18,118
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(5)その他 海外馬事事情実態調査	10,769
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(5)その他 調査研究	5,233
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(5)その他 馬事畜産普及啓発対策	23,723
中央団体	社団法人 日本馬事協会	(2)種雄馬の導入 農用馬	27,478
中央団体	社団法人 日本軽種馬協会	(5)その他 軽種馬経営体質強化	4,450
中央団体	社団法人 日本軽種馬協会	(5)その他 軽種馬の生産育成指導	22,123
中央団体	社団法人 日本家畜人工授精師協会	(5)その他 馬人工授精技術実用化推進事業	13,380
中央団体	社団法人 中央畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	210,081
中央団体	社団法人 全国肉用牛協会	(2)畜産技術等の普及奨励	514
中央団体	社団法人 全国肉用牛協会	2(2)その他 肉用牛生産消費活動促進	19,615
中央団体	社団法人 日本装蹄師会	(3)その他 馬の装蹄師の養成	1,731
中央団体	社団法人 日本装蹄師会	(3)その他 装削蹄技術講習	2,177
中央団体	社団法人 全国家畜畜産物衛生指導協会	6(1)生産育成地馬防疫推進	33,924
中央団体	社団法人 全国家畜畜産物衛生指導協会	6(2)その他 馬自衛防疫体制確立推進	32,400
中央団体	社団法人 全国家畜畜産物衛生指導協会	6(2)その他馬防疫促進緊急対策	70,000
中央団体	社団法人 日本草地畜産種子協会	4 公共牧場活性化推進	17,969
中央団体	社団法人 日本草地畜産種子協会	4 草地・自給飼料生産対策普及推進	4,539
中央団体	社団法人 日本草地畜産種子協会	4 ふれあい牧場活性化対策	17,194
中央団体	社団法人 日本草地畜産種子協会	4 飼料作物新品種普及促進	5,579
中央団体	社団法人 日本草地畜産種子協会	4 草地利用推進	21,400
中央団体	社団法人 日本養鶏協会	3(2)その他 国産鶏普及促進モデル	2,887

中央団体	社団法人 家畜改良事業団	1(2)その他 後代検定促進	31,772
中央団体	社団法人 日本緬羊協会	3(2)その他 めん羊山羊生産物 利用促進	7,725
中央団体	社団法人 全国養豚協会	3(2)その他 養豚産業地 域定着	8,498
中央団体	全国公営競馬獣医師協会	6(2)その他 馬防疫衛生推 進	31,853
中央団体	社団法人 日本養蜂はちみつ協 会	6(2)その他 みつばち疾病防止 特別対策	10,410
中央団体	社団法人 全国農協乳業協会	(3)その他 農協乳業機能 対策事業	2,371
中央団体	馬事畜産振興協議会	(3)その他 畜産情報提供推進	22,450
中央団体	馬事畜産振興協議会	(2)その他 家畜が係わる伝統 行事保存推進	20,714
中央団体	馬事畜産振興協議会	(2)その他 馬事畜産振興推進	13,149
中央団体	株式会社 日本レーシングサー ビス	(2)その他 馬事文化普及啓発	14,934
北海道	幕別町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	761
北海道	天塩朝日農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	1,904
北海道	陸別町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	2,285
北海道	本別町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	2,403
北海道	足寄町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	2,729
北海道	三石町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	3,428
北海道	帯広市農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	3,554
北海道	標茶町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	6,602
北海道	阿寒町農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	10,031
北海道	十勝畜産農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	16,796
北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	52,749
北海道	ホクン農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	629
北海道	北海道ホルスタイン農業協同組 合	(2)畜産技術等の普及奨励	1,003
北海道	有限会社 桜野牧場	1(1) 連携強化型	3,344
北海道	上川生産農業協同組合連合会	1(1) 連携強化型	3,576
北海道	士別市農業協同組合	1(1) 連携強化型	3,776
北海道	とまこまい広域農業協同組合	1(1) 連携強化型	4,518
北海道	滝上町農業協同組合	1(1) 連携強化型	6,266
北海道	天塩町振老牧場管理組合	1(1) 単独強化型	354
北海道	社団法人 音別町農業振興公社	1(1) 単独強化型	553
北海道	勇足美帯地区乳用仔牛育成組合	1(1) 単独強化型	895

北海道	伊達市農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	921
北海道	名寄農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,093
北海道	常呂町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,130
北海道	株式会社 豊富町振興公社	1 ( 1 )	単独強化型	1,141
北海道	オホーツク網走農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,284
北海道	美深町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,304
北海道	芭露農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,500
北海道	えんゆう農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	1,847
北海道	置戸町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,016
北海道	北見枝幸農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,177
北海道	湧別農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,190
北海道	東宗谷農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,738
北海道	美幌町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,885
北海道	興部町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	2,920
北海道	幌呂農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	3,105
北海道	音更町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	3,612
北海道	株式会社 美幌峠牧場振興公社	1 ( 1 )	単独強化型	3,858
北海道	小清水町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	3,939
北海道	株式会社 天塩町酪農振興公社	1 ( 1 )	単独強化型	4,093
北海道	本別町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	5,338
北海道	浜中町農業協同組合	1 ( 1 )	単独強化型	8,216
北海道	有限会社 平取町畜産公社	2 ( 1 )	単独強化型	2,135
北海道	遠軽地区農業共済組合	6(2)その他	家畜診療施設整備	10,584
北海道	社団法人 北海道馬主会	6(2)その他	育成馬等の予防接種対策	1,500
北海道	社団法人 ばんえい競馬馬主協会	6(2)その他	育成馬等の予防接種対策	1,700
北海道	日高軽種馬農業協同組合	( 3 )その他	馬の家畜市場付帯施設整備	25,938
北海道	社団法人 北海道酪農畜産協会	( 2 )その他	畜産フェア普及特別対策	6,600
青森県	三戸畜産農業協同組合	( 3 )	農用種雌馬の導入	1,775
青森県	社団法人 青森県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進		19,408
青森県	八甲田牧場まつり実行委員会	(2)畜産技術等の普及奨励		500
青森県	社団法人 青森県畜産会	( 2 )	畜産技術等の普及奨励	520
青森県	大間町牧野組合	2 ( 1 )	単独強化型	333
青森県	川代牧野組合	2 ( 1 )	単独強化型	445

青森県	袖平牧野畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	671
青森県	田代牧野畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	775
青森県	大和牧野組合	2 ( 1 )	単独強化型	778
青森県	青森県七戸畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	799
青森県	法量牧野畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	1,332
青森県	奥瀬牧野畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	1,630
青森県	深持牧野農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	1,635
青森県	社団法人 東道村産業振興公社	2 ( 1 )	単独強化型	1,865
青森県	農事組合法人 和平高原開発農場	2 ( 1 )	単独強化型	2,592
青森県	三戸畜産農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	3,021
青森県	社団法人 青森県肉用牛開発公社	2 ( 1 )	単独強化型	3,934
岩手県	新岩手農業協同組合	( 3 )	農用種雌馬の導入	1,520
岩手県	盛岡畜産農業協同組合	( 3 )	農用種雌馬の導入	2,000
岩手県	遠野地方農業協同組合	( 3 )	農用種雌馬の導入	3,150
岩手県	社団法人 岩手県畜産会	( 1 )	畜産経営技術指導等推進	32,397
岩手県	社団法人 岩手県畜産会	( 2 )	畜産技術等の普及奨励	524
岩手県	社団法人 大野村畜産公社	1 ( 1 )	連携強化型	6,992
岩手県	貝沢牧野農業協同組合	1 ( 1 )	連携強化型	490
岩手県	巻堀牧野農業協同組合	1 ( 1 )	連携強化型	648
岩手県	社団法人 田野畑村産業開発公社	1 ( 1 )	連携強化型	1,819
岩手県	社団法人 葛巻町畜産開発公社	1 ( 1 )	連携強化型	10,512
岩手県	社団法人 江刺市畜産公社	2 ( 1 )	連携強化型	425
岩手県	社団法人 大槌町畜産振興公社	2 ( 1 )	連携強化型	605
岩手県	栗橋牧野農業協同組合	2 ( 1 )	連携強化型	810
岩手県	浄法寺町牧野組合連合会	2 ( 1 )	連携強化型	2,148
岩手県	社団法人 遠野市畜産振興公社	2 ( 1 )	連携強化型	4,851
岩手県	岩手ふるさと農業協同組合	2 ( 1 )	連携強化型	5,500
岩手県	遠野地方農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	437
岩手県	御明神牧野農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	446
岩手県	関沢山牧野農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	465
岩手県	御大堂牧野農業協同組合	2 ( 1 )	単独強化型	475
岩手県	新里村牧野組合連合会	2 ( 1 )	単独強化型	479
岩手県	社団法人 三陸町畜産公社	2 ( 1 )	単独強化型	500

岩手県	姫神実験牧場利用組合	2 ( 1 ) 単独強化型	691
岩手県	西山牧野農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	862
岩手県	兄川産牛組合	2 ( 1 ) 単独強化型	1,121
岩手県	岩手宮古農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	1,175
岩手県	岩手南農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	1,247
岩手県	新町牧野農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	1,316
岩手県	社団法人 大迫町産業開発公社	2 ( 1 ) 単独強化型	1,491
岩手県	新岩手農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	2,444
岩手県	いわて奥中山農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	2,735
岩手県	社団法人 岩手県肉牛生産公社	2 ( 1 ) 単独強化型	8,996
岩手県	社団法人 岩手県馬主会	6 ( 2 ) その他育成馬等の予防接種対策	1,300
岩手県	社団法人 岩手県畜産会	( 2 ) その他 畜産フェア普及特別対策	2,200
宮城県	社団法人 宮城県畜産協会	( 1 ) 畜産経営技術指導等推進	23,023
宮城県	全国農業協同組合連合会宮城県本部	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	257
宮城県	社団法人 宮城県畜産協会	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	997
宮城県	農事組合法人 モーランド	1 ( 1 ) 単独強化型	300
宮城県	農事組合法人 丸森町酪農振興組合	1 ( 1 ) 単独強化型	666
宮城県	社団法人 宮城県農業公社	2 ( 1 ) 単独強化型	3,033
宮城県	社団法人 宮城県畜産協会	( 2 ) その他 畜産普及啓発	5,886
秋田県	社団法人 秋田県農業公社	( 1 ) 畜産経営技術指導等推進	23,693
秋田県	秋田県畜産農業協同組合連合会	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	907
秋田県	鹿角畜産農業協同組合	2 ( 1 ) 連携強化型	2,408
秋田県	鷹巣町放牧場利用組合	2 ( 1 ) 単独強化型	512
秋田県	あきた北中央農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	638
秋田県	森吉町畜産改良組合	2 ( 1 ) 単独強化型	993
秋田県	こまち農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	1,209
山形県	社団法人 山形県畜産会	( 1 ) 畜産経営技術指導等推進	22,196
山形県	山形肉牛協会	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	216
山形県	社団法人 山形県ホルスタイン協会	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	216
山形県	山形県家畜商業協同組合連合会	( 2 ) 畜産技術等の普及奨励	480
山形県	山形県酪農業協同組合	1 ( 1 ) 単独強化型	300
山形県	寒河江市葉山高原牧場管理組合	1 ( 1 ) 単独強化型	840

山形県	財団法人 山形県畜産振興公社	1 ( 1 ) 単独強化型	2,313
山形県	山形おきたま農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	785
山形県	社団法人 月山畜産振興公社	2 ( 1 ) 単独強化型	1,062
山形県	山形県馬主会	6 ( 2 ) その他育成馬等の予防接種対策	1,050
山形県	社団法人 山形県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,100
福島県	社団法人 福島県畜産振興協会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,129
福島県	財団法人 郡山市畜産振興公社	1 ( 1 ) 単独強化型	400
福島県	吾妻高原牧場利用組合	1 ( 1 ) 単独強化型	1,434
福島県	国見牧野利用組合	2 ( 1 ) 単独強化型	302
茨城県	社団法人 茨城県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	28,663
茨城県	茨城県肉用牛振興協会	(2)畜産技術等の普及奨励	162
茨城県	茨城県食肉流通振興会	(2)畜産技術等の普及奨励	162
茨城県	茨城県酪農業協同組合連合会	1 ( 1 ) 単独強化型	250
茨城県	里美村農業協同組合	2 ( 1 ) 単独強化型	250
栃木県	社団法人 栃木県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	25,426
栃木県	栃木県酪農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	85
栃木県	栃木県畜産物利用促進協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
栃木県	塩谷町酪農組合	1 ( 1 ) 単独強化型	433
栃木県	前日光牧場管理組合	1 ( 1 ) 単独強化型	524
栃木県	塩原町葎根酪農業協同組合	1 ( 1 ) 単独強化型	761
栃木県	栃木県酪農業協同組合連合会	1 ( 1 ) 単独強化型	1,000
栃木県	栃木県三和酪農業協同組合	1 ( 1 ) 単独強化型	2,083
栃木県	社団法人 栃木県馬主会	6 ( 2 ) その他育成馬等の予防接種対策	1,500
栃木県	栃木県畜産物利用促進協議会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,000
栃木県	社団法人 栃木県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	7,900
群馬県	社団法人 群馬県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	22,217
群馬県	群馬県肉牛振興会	(2)畜産技術等の普及奨励	90
群馬県	関東肥育牛振興協会	(2)畜産技術等の普及奨励	240
群馬県	群馬県家畜登録協会	(2)畜産技術等の普及奨励	330
群馬県	群馬県食肉品質向上対策協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	535
群馬県	群馬県酪農畜産フェアイベント推進協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
群馬県	社団法人 群馬県公営競馬馬主協会	6 (2) その他育成馬等の予防接種対策	1,050

群馬県	社団法人 群馬県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	2,850
群馬県	財団法人 神津牧場	(2)その他 畜産体験・交流推進	735
埼玉県	社団法人 埼玉県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	26,918
埼玉県	関東ホルスタイン改良協会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,470
埼玉県	社団法人 埼玉県馬主会	6 (2)その他育成馬等の予防接種対策	1,300
埼玉県	社団法人 埼玉県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	2,200
千葉県	社団法人 千葉県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	23,370
千葉県	社団法人 千葉県養豚協会	(2)畜産技術等の普及奨励	878
千葉県	石神畜産団地ふん尿処理利用組合	5 家畜の飼養環境改善 糞尿処理施設	6,111
千葉県	社団法人 千葉県馬主会	6 (2)その他育成馬等の予防接種対策	1,300
千葉県	社団法人 千葉県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	2,200
東京都	社団法人 東京都畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	19,035
東京都	社団法人 東京都馬主会	6 (2)その他育成馬等の予防接種対策	1,600
東京都	社団法人 東京都畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	3,300
神奈川県	社団法人 神奈川県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	19,504
神奈川県	神奈川県家畜商業協同組合	(2)畜産技術等の普及奨励	144
神奈川県	社団法人 神奈川県養豚協会	(2)畜産技術等の普及奨励	144
神奈川県	神奈川県酪農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	154
神奈川県	社団法人 神奈川県畜産振興会	(2)畜産技術等の普及奨励	871
神奈川県	社団法人 神奈川県馬主会	6 (2)その他育成馬等の予防接種対策	1,600
神奈川県	社団法人 神奈川県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	4,350
新潟県	社団法人 新潟県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	22,117
新潟県	新潟県酪農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
新潟県	佐渡農業協同組合	2 (1) 連携強化型	337
新潟県	新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合	2 (1) 連携強化型	663
新潟県	社団法人 新潟県馬主会	6 (2)その他育成馬等の予防接種対策	1,050
新潟県	社団法人 新潟県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,100
富山県	社団法人 富山県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	14,735
富山県	株式会社 富山食肉総合センター	(2)畜産技術等の普及奨励	400

富山県	富山県経済農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	451
富山県	社団法人 富山県農業公社	2(1) 単独強化型	1,300
富山県	富山県大規模牧場運営協議会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,500
石川県	社団法人 石川県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	22,001
石川県	石川県養豚協会	(2)畜産技術等の普及奨励	216
石川県	社団法人 石川県畜産会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
石川県	社団法人 石川県農業開発公社	1(1) 単独強化型	4,300
石川県	社団法人 石川県馬主協会	6(2)その他育成馬等の予防接種対策	1,050
石川県	社団法人 石川県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,650
福井県	社団法人 福井県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	15,450
山梨県	社団法人 山梨県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	14,422
山梨県	牧場まつり実行委員会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
山梨県	檜山畜産組合	2(1) 単独強化型	313
山梨県	梨北農業協同組合	2(1) 単独強化型	331
山梨県	社団法人 山梨県畜産協会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,500
長野県	社団法人 長野県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	23,627
長野県	全国農業協同組合連合会長野県本部	(2)畜産技術等の普及奨励	892
長野県	みなみ信州農業協同組合	1(1) 連携強化型	295
長野県	菅平牧場畜産農業協同組合	1(1) 単独強化型	400
長野県	全国農業協同組合連合会長野県本部	1(1) 単独強化型	1,405
岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	24,430
岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,452
岐阜県	社団法人 岐阜県農畜産公社	1(1) 単独強化型	4,750
岐阜県	上宝和牛改良組合	2(1) 単独強化型	300
岐阜県	高鷲村牧場管理組合	2(1) 単独強化型	321
岐阜県	滝上牧場管理組合	2(1) 単独強化型	684
岐阜県	飛騨農業協同組合	2(1) 単独強化型	1,743
岐阜県	社団法人 岐阜県馬主会	6(2)その他育成馬等の予防接種対策	1,050
岐阜県	岐阜県養蜂組合連合会	(1)みつ源増殖	2,469
岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,164
岐阜県	社団法人 岐阜県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,650

静岡県	社団法人 静岡県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	20,372
静岡県	社団法人 静岡県農業振興公社	1(1) 単独強化型	1,600
静岡県	静岡県養蜂協会	(1)みつ源増殖	461
愛知県	社団法人 愛知県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,257
愛知県	社団法人 愛知県畜産会	(2)畜産技術等の普及奨励	361
愛知県	愛知県畜産フェスタ運営協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	790
愛知県	農事組合法人 津具高原牧場	1(1) 単独強化型	300
愛知県	社団法人 愛知県馬主協会	6(2) その他育成馬等の予防接種対策	1,500
愛知県	社団法人 愛知県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	2,200
三重県	社団法人 三重県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	15,069
滋賀県	社団法人 滋賀県畜産振興協会	(1)畜産経営技術指導等推進	14,257
京都府	社団法人 京都府畜産振興協会	(1)畜産経営技術指導等推進	16,618
京都府	財団法人 丹後あじわいの郷	(2)畜産技術等の普及奨励	850
大阪府	社団法人 大阪府畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,963
大阪府	大阪府総合畜産農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	228
兵庫県	社団法人 兵庫県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,965
兵庫県	全国農業協同組合連合会兵庫県本部	(2)畜産技術等の普及奨励	195
兵庫県	近畿東海北陸肉牛協会	(2)畜産技術等の普及奨励	240
兵庫県	兵庫県酪農農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,171
兵庫県	東播酪農農業協同組合	1(1) 単独強化型	639
兵庫県	社団法人 兵庫県馬主協会	6(2) その他育成馬等の予防接種対策	1,800
兵庫県	兵庫県養蜂振興会	(1)みつ源増殖	871
兵庫県	社団法人 兵庫県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	2,200
兵庫県	社団法人 兵庫県畜産会	(2)その他 畜産体験・交流推進	630
奈良県	社団法人 奈良県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	15,666
奈良県	奈良県畜産農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,000
奈良県	財団法人 奈良県食肉公社	(3)その他 食肉処理緊急体制整備	33,804
奈良県	奈良県養蜂農業協同組合	(1)みつ源増殖	1,448
奈良県	社団法人 奈良県畜産会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,380
和歌山県	社団法人 畜産協会わかやま	(1)畜産経営技術指導等推進	15,170
鳥取県	社団法人 鳥取県畜産推進機構	(1)畜産経営技術指導等推進	18,350

鳥取県	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	(2)畜産技術等の普及奨励	580
鳥取県	財団法人 鳥取県畜産振興協会	1(1) 単独強化型	3,540
鳥取県	下蚊屋農事組合	2(1) 単独強化型	305
島根県	社団法人 島根県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	14,813
島根県	全国農業協同組合連合会島根県本部	(2)畜産技術等の普及奨励	288
島根県	西郷町牧野管理協議会	2(1) 単独強化型	566
島根県	隠岐どうぜん農業協同組合	2(1) 単独強化型	3,708
島根県	益田市馬主会	6(2)その他育成馬等の予防接種対策	650
島根県	社団法人 島根県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,100
岡山県	社団法人 岡山県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,787
岡山県	社団法人 岡山県畜産会	(2)畜産技術等の普及奨励	132
岡山県	岡山県経済農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	193
岡山県	岡山県養鶏協会	(2)畜産技術等の普及奨励	336
岡山県	岡山県酪農農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	922
岡山県	高梁大池山育成牧場利用組合	1(1) 単独強化型	303
岡山県	蒜山酪農農業協同組合	1(1) 単独強化型	1,085
岡山県	社団法人 落合町畜産公社	1(1) 単独強化型	1,375
岡山県	社団法人 矢掛町畜産公社	1(1) 単独強化型	2,877
岡山県	財団法人 富畜産公社	2(1) 単独強化型	1,060
岡山県	岡山県養蜂組合連合会	(1)みつ源増殖	2,391
広島県	社団法人 広島県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	21,513
広島県	広島県馬主会	6(2)その他 育成馬等の予防接種対策	1,000
広島県	福山市	(3)その他 食肉処理緊急体制整備	80,762
広島県	広島県養蜂組合	(1)みつ源増殖	1,400
広島県	社団法人 広島県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,650
広島県	社団法人 広島県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	
山口県	社団法人 山口県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	15,135
山口県	社団法人 山口県畜産会	(2)畜産技術等の普及奨励	354
徳島県	社団法人 徳島県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	23,019
徳島県	徳島県肉用牛振興協会	(2)畜産技術等の普及奨励	140
徳島県	徳島県養豚協会	(2)畜産技術等の普及奨励	270

徳島県	徳島県酪農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	897
香川県	社団法人 香川県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	19,732
香川県	香川県農業協同組合	(2)畜産技術等の普及奨励	883
香川県	四国ホルスタイン改良協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,296
香川県	香川県農業協同組合	1(1) 単独強化型	400
香川県	香川県養蜂組合	(1)みつ源増殖	166
愛媛県	社団法人 愛媛県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	24,728
愛媛県	愛媛県家畜改良協会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,065
愛媛県	愛媛県酪農業協同組合連合会	1(1) 連携強化型	899
愛媛県	財団法人 柳谷村産業開発公社	2(1) 連携強化型	107
愛媛県	松山市農業協同組合	2(1) 連携強化型	3,244
愛媛県	愛媛県農業共済組合連合会	6(2)その他 家畜診療施設整備	10,373
愛媛県	社団法人 愛媛県畜産会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,160
高知県	社団法人 高知県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	18,273
高知県	農事組合法人 大川村和牛生産組合	2(1) 単独強化型	320
高知県	高知県馬主協会	6(2)その他育成馬等の予防接種対策	1,050
高知県	社団法人 高知県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,500
福岡県	社団法人 福岡県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	27,491
福岡県	福岡県肉畜共進会	(2) 畜産技術等の普及奨励	648
福岡県	農事組合法人 前原酪農振興組合	1(1) 単独強化型	391
福岡県	福岡県養蜂振興協議会	(1)みつ源増殖	1,766
佐賀県	社団法人 佐賀県畜産協会	(1)畜産経営技術指導等推進	20,543
佐賀県	社団法人 佐賀県畜産協会	(2) 畜産技術等の普及奨励	278
佐賀県	佐賀県馬主会	6(2)その他育成馬等の予防接種対策	1,050
佐賀県	佐賀県養蜂協同組合	(1)みつ源増殖	147
佐賀県	社団法人 佐賀県畜産協会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,100
長崎県	社団法人 長崎県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	23,860
長崎県	吾妻岳牧野組合	2(1) 単独強化型	300
熊本県	南阿蘇畜産農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	1,141
熊本県	熊本県畜産農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	4,428
熊本県	社団法人 熊本県畜産会	(1) 畜産経営技術指導等推進	18,885

熊本県	熊本県酪農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	308
熊本県	熊本県畜産農業協同組合連合会	(2) 畜産技術等の普及奨励	406
熊本県	球磨酪農農業協同組合	1(1) 単独強化型	402
熊本県	農事組合法人 山鹿酪農組合	1(1) 単独強化型	618
熊本県	社団法人 熊本県畜産開発公社	1(1) 単独強化型	8,523
熊本県	農事組合法人 湯浦牧場	2(1) 連携強化型	1,559
熊本県	跡ヶ瀬牧野組合	2(1) 連携強化型	2,663
熊本県	平川牧野組合	2(1) 単独強化型	325
熊本県	農事組合法人 馬場豆札肉用牛生産組合	2(1) 単独強化型	477
熊本県	上田第一牧野組合	2(1) 単独強化型	487
熊本県	山田西部牧野組合	2(1) 単独強化型	514
熊本県	山田中部牧野組合	2(1) 単独強化型	580
熊本県	湯田牧野組合	2(1) 単独強化型	617
熊本県	農事組合法人 山田東部牧場	2(1) 単独強化型	622
熊本県	農事組合法人 町古閑肉用牛生産組合	2(1) 単独強化型	921
熊本県	上田尻牧野組合	2(1) 単独強化型	1,486
熊本県	農事組合法人 一区牧野組合	2(1) 単独強化型	1,515
熊本県	狩尾牧野組合	2(1) 単独強化型	1,870
熊本県	農事組合法人 黒川牧野組合	2(1) 単独強化型	2,640
熊本県	南阿蘇畜産農業協同組合	2(1) 単独強化型	11,466
熊本県	熊本県馬主会	6(2) その他 育成馬等の 予防接種対策	1,000
熊本県	熊本県養蜂組合	(1)みつ源増殖	1,636
熊本県	社団法人 熊本県畜産会	(2)その他 畜産フェア普及特別対策	1,100
熊本県	熊本県酪農業協同組合連合会	(2)その他 畜産体験・交流推進	1,500
大分県	社団法人 大分県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	23,071
大分県	社団法人 大分県畜産会	(2)畜産技術等の普及奨励	1,504
大分県	前山牧野組合	2(1) 連携強化型	534
大分県	農事組合法人 中村牧野組合	2(1) 連携強化型	1,386
大分県	青柳牧野組合	2(1) 連携強化型	1,703
大分県	九重町飯田農業協同組合	2(1) 単独強化型	255
大分県	九重町農業協同組合	2(1) 単独強化型	506
大分県	大分玖珠町農業協同組合	2(1) 単独強化型	564

大分県	社団法人 大分県畜産振興公社	2(1) 単独強化型	2,145
大分県	大分みどり農業協同組合	2(1) 単独強化型	5,007
大分県	大分県養蜂組合	(1)みつ源増殖	39
宮崎県	えびの市農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	1,523
宮崎県	こばやし農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	2,666
宮崎県	都城農業協同組合	(3)農用種雌馬の導入	2,856
宮崎県	社団法人 宮崎県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	24,736
宮崎県	宮崎県畜産振興協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	2,114
宮崎県	川南牧野管理組合	1(1) 単独強化型	300
宮崎県	社団法人 北川町畜産公社	2(1) 単独強化型	300
宮崎県	宮崎県北部農業共済組合	6(2)その他 家畜診療施設整備	7,783
鹿児島県	社団法人 鹿児島県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	29,492
鹿児島県	鹿児島県酪農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	132
鹿児島県	鹿児島県経済農業協同組合連合会	(2)畜産技術等の普及奨励	940
鹿児島県	三島村肉用牛生産組合	6(2)その他 肉用牛放牧衛生対策	3,945
鹿児島県	十島村畜産組合	6(2)その他 肉用牛放牧衛生対策	8,122
鹿児島県	鹿児島県養蜂協会	(1)みつ源増殖	2,182
沖縄県	社団法人 沖縄県畜産会	(1)畜産経営技術指導等推進	25,250
沖縄県	沖縄県畜産共進会協議会	(2)畜産技術等の普及奨励	341
沖縄県	社団法人 沖縄県肉用牛生産供給公社	2(1) 単独強化型	4,500

(注) 補助事業名の一部は、以下により略記した。

馬の改良増殖推進事業

畜産経営技術指導事業

畜産経営合理化事業

- 1 酪農生産対策
- 2 肉用牛生産対策
- 3 中小家畜の生産対策
- 4 草地・飼料の有効利用推進
- 5 家畜の飼養環境改善
- 6 家畜衛生推進

家畜畜産物等流通合理化事業

その他畜産振興事業

### 3. 通 達

#### 競馬法施行規則の一部を改正する省令

(原文縦書)

農林水産省令第100号

競馬法(昭和23年法律第158号)第13条(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成13年5月23日

農林水産大臣 武部 勤

#### 競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号)の一部を次のように改正する。

(注) 読みやすくするため組み直したものを収録した。

#### 新 旧 対 照 表

新	旧
(馬主登録の申請) 第1条の7 (略) 1、2 (略) <u>3 法人格なき組合(次条第1項第3号、 第1条の9第12号及び第13号、第1 条の11第1号及び第5号並びに第1条 の12第4号、第6号及び第8号におい て「組合」という。)である申請者</u> <u>イ 事務所の住所</u> <u>ロ 名称</u> <u>ハ 組合員の住所、氏名及び年月日</u> <u>ニ 代表者の氏名</u> 2 (略)	(馬主登録の申請) 第1条の7 (略) 1、2 (略)  2 (略)
(登録の実施) 第1条の8 (略) 1、2 (略) <u>3 組合</u> <u>イ 前条第1項第3号に掲げる事項</u> <u>ロ 第1号ロ及びハに掲げる事項</u> 2 (略)	(登録の実施) 第1条の8 (略) 1、2 (略)  2 (略)

(登録の拒否)

第1条の9 競馬会〔協会〕は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1～11 (略)

1.2 組合で中央競馬〔地方競馬〕の競走に馬を出走させることを目的とする民法(明治29年法律第89号)第667条に規定する組合契約を締結していないもの

1.3 組合でその組合員のうち法人又は第1号から第10号までのいずれかに該当する者のあるもの

(登録簿の記載事項の変更)

第1条の10 (略)

2 前項の届出は、競馬会の規約〔協会の業務方法書〕で定める書類を添付して行わなければならない。

(登録の取消し)

第1条の11 (略)

1 死亡したことが判明したとき(その者が法人又は組合である場合には解散したことが判明したとき。)

2 (略)

3 第1条の9第1号から第4号まで、第6号から第8号まで又は第12号の規定のいずれかに該当することとなつたとき。

4 (略)

5 組合でその組合員のうち法人又は第1条の9第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号までの規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

第1条の12 (略)

1～3 (略)

4 自己の所有しない馬(その者が組合である場合には、組合財産でない馬)につき自己名義で出走させたとき。

5 (略)

6 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に法第14条の規定による登録を受けた馬(以下この号において「登録馬」という。)を所有しないとき又は登録馬を所有しなくなつてから1年以上経過したとき(その者が組合である場合に

(登録の拒否)

第1条の9 競馬会〔協会〕は、馬主登録の申請者が、次に各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1～11 (略)

(登録簿の記載事項の変更)

第1条の10 (略)

(登録の取消し)

第1条の11 (略)

1 死亡したことが判明したとき(その者が法人である場合には解散したことが判明したとき。)

2 (略)

3 第1条の9第1号から第4号まで又は第6号から第8号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。

4 (略)

第1条の12 (略)

1～3 (略)

4 自己の所有しない馬につき自己名義で出走させたとき。

5 (略)

6 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に法第14条の規定による登録を受けた馬を所有しないとき又は所有しなくなつてから1年以上経過したとき。

は、正当な理由がなく馬主登録を受けた日から1年以内に登録馬を組合財産とし  
ないとき又は登録馬を組合財産としな  
なつてから1年以上経過したとき。

7 (略)

8 組合であつてその組合員のうち第1条  
の9第5号、第9号又は第10号の規定  
のいずれかに該当する者があることとな  
つたとき。

9 第1条の10第1項の届出を怠つた  
とき。

(準用規定)

第7条の11 (略)

2 第1条の7から第6条の2まで(第1条の9第7号及び第3条第7号を除く。)の規定は、地方競馬の馬主の登録並びに調教師及び騎手の免許について準用する。この場合において、第1条の7第1項中「法第13条第1項」とあるのは「法第22条において準用する法第13条第1項」と、「競馬会」とあるのは「協会」と、同項第3号中「次条第1項第3号、第1条の9第12号及び第13号、第1条の11第1号及び第5号並びに第1条の12第4号、第6号及び第8号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する次条第1項第3号、第1条の9第12号及び第13号、第1条の11第1号及び第5号並びに第1条の12第4号、第6号及び第8号」と、同条第2項中「競馬会の規約」とあるのは「協会の業務方法書」と、第1条の8第1項各号列記以外の部分中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条」と、「次条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する次条」と、同項第1号中「前条第1項第1号」とあるのは「第7の11第2項において準用する前条第1項第1号」と、同項第2号中「前条第1項第2号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第1項第2号」と、同項第3号中「前条第1項第3号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第1項第3号」と、同条第2項中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前項」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前項」と、第1条の9中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第6号中「競馬会の役員及び職員」とあるのは「協会の役員及び職員並びに地方競馬に地方競馬に關係する都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第8号中「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、同条第9号中「第1条の11第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第1条の12第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第1条の11又は第1条の12」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の11第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第1条の12第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第7条の11第2項において準用する第1条の11又は第1条の12」と、第1条の10中「第1条の8第

7 (略)

(準用規定)

第7条の11 (略)

2 第1条の7から第6条の2まで(第1条の9第7号及び第3条第7号を除く。)の規定は、地方競馬の馬主の登録並びに調教師及び騎手の免許について準用する。この場合において、第1条の7第1項中「法第13条第1項」とあるのは「法第22条において準用する法第13条第1項」と、「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第2項中「競馬会の規約」とあるのは「協会の業務方法書」と、第1条の8第1項各号列記以外の部分中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条」と、「次条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する次条」と、同項第1号中「前条第1項第1号」とあるのは「第7の11第2項において準用する前条第1項第1号」と、同項第2号中「前条第1項第2号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第1項第2号」と、同条第2項中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前項」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前項」と、第1条の9中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第6号中「競馬会の役員及び職員」とあるのは「協会の役員及び職員並びに地方競馬に地方競馬に關係する都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第8号中「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、同条第9号中「第1条の11第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第1条の12第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第1条の11又は第1条の12」と、第1条の10中「第1条の8第

<p>は第3号に係る部分に限る。)又は第1条の12第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第1条の11又は第1条の12」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の11第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第1条の12第2号から第4号までの規定のいずれかに該当することにより、第7条の11第2項において準用する第1条の11又は第1条の12」と、<u>同条第12号中「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、第1条の10第1項中「第1条の8第1項各号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の8第1項各号」と、「競馬会」とあるのは「協会」と、<u>同条第2項中「競馬会の規約」とあるのは「協会の業務方法書」と、第1条の11中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第3号中「第1条の9第1号から第4号まで、第6号から第8号まで又は第12号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第1号から第4号まで、第6号から第8号まで又は第12号」と、<u>同条第4号中「第1条の9第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」と、同条第5号中「第1条の9第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで」と、第1条の12中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第5号中「前条第3号及び第4号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第3号及び第4号」と、同条第6号中「法第14条」とあるのは「法第22条において準用する法第14条」と、<u>同条第7号及び第8号中「第1条の9第5号、第9号又は第10号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第5号、第9号又は第10号」と、同条第9号中「第1条の10第1項」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の10第1項」と、第1条の13中「競馬会」とあるのは「協会」と、「第1条の11又は前条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の11又は前条」と、第1条の14中「法第16条第1項」とあるのは「法第22条において準用する法第16条第1項」と、「令第5条の競走の種類ごとに、次条」とあるのは「令第17条の4の競走の種類ごとに、第7条の11第2</u></u></u></u></p>	<p>1項各号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の8第1項各号」と、「競馬会」とあるのは「協会」と、<u>第1条の11中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第3号及び第4号中「第1条の9第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」と、第1条の12中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第5号中「前条第3号及び第4号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第3号及び第4号」と、同条第6号中「法第14条」とあるのは「法第22条において準用する法第14条」と、<u>同条第7号中「第1条の9第5号、第9号又は第10号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の9第5号、第9号又は第10号」と、第1条の13中「競馬会」とあるのは「協会」と、「第1条の11又は前条」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第1条の11又は前条」と、第1条の14中「法第16条第1項」とあるのは「法第22条において準用する法第16条第1項」と、「令第5条の競走の種類ごとに、次条」とあるのは「令第17条の4の競走の種類ごとに、第7条の11第2項において準用する次条」と、第2条第1項中「競馬会が毎年、2回以内」とあるのは「協会が毎事業年度、5回以内」と、同条第2項中「令第5条」とあるのは「令第17条の4」と、<u>同条第3項及び第4項中「競馬会」とあるのは「協会」と同条第5項ただし書中「中央競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者、国営競馬(日本中央競馬会法附則第12項の規定により改正される前の法第1条第2項に規定する国営競馬をいう。)の調教師若しくは騎手の免許を受けたことのある者」とあるのは「地方競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者」と、第3条第6号中「競馬会の役員及び職員」とあるのは「協会の役員及び職員並びに地方競馬に係る都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第8号中「中央競馬会」とあるのは「地方競馬」と、<u>同条第9号中「第6条第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第6条の2第2号若しくは第3号に該当することにより、第6条又は第6条の2」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第6条第3号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第6条の2第2号若しくは第3号</u></u></u></u></p>
--	---

項において準用する次条」と、第2条第1項中「競馬会が毎年、2回以内」とあるのは「協会が毎事業年度、5回以内」と、同条第2項中「令第5条」とあるのは「令第17条の4」と、同条第3項及び第4項中「競馬会」とあるのは「協会」と同条第5項ただし書中「中央競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者、国営競馬（日本中央競馬会法附則第12項の規定により改正される前の法第1条第2項に規定する国営競馬をいう。）の調教師若しくは騎手の免許を受けたことのある者」とあるのは「地方競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者」と、第3条第6号中「競馬会の役員及び職員」とあるのは「協会の役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第8号中「中央競馬会」とあるのは「地方競馬」と、同条第9号中「第6条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第6条の2第2号若しくは第3号に該当することにより、第6条又は第6条の2」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第6条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第6条の2第2号若しくは第3号に該当することにより、第6条又は第6条の2」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第6条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第6条の2第2号若しくは第3号に該当することにより、第7条の11第2項において準用する第6条又は第6条の2」と、第4条中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前条各号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条各号」と、第5条中「第2条第1項ただし書」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第2条第1項ただし書」と、「競馬会の規約」とあるのは「協会の業務方法書」と、第6条中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第3号中「第3条第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第3条第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」と、第6条の2中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第4号中「地方競馬」とあるのは「中央競馬」と、同条第6号中「前条第3号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第3号」と読み替えるものとする。

に該当することにより、第6条又は第6条の2」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第6条第3号（第2号又は第3号に係る部分に限る。）又は第6条の2第2号若しくは第3号に該当することにより、第7条の11第2項において準用する第6条又は第6条の2」と、第4条中「競馬会」とあるのは「協会」と、「前条各号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条各号」と、第5条中「第2条第1項ただし書」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第2条第1項ただし書」と、「競馬会の規約」とあるのは「協会の業務方法書」と、第6条中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第3号中「第3条第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」とあるのは「第7条の11第2項において準用する第3条第1号から第4号まで又は第6号から第8号まで」と、第6条の2中「競馬会」とあるのは「協会」と、同条第4号中「地方競馬」とあるのは「中央競馬」と、同条第6号中「前条第3号」とあるのは「第7条の11第2項において準用する前条第3号」と読み替えるものとする。

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

## 4 . できごと

平成13年5月

5月10日～11日	監事監査（地方競馬教養センター）
5月14日～18日	監事監査（本部）
5月23日	第1回馬主登録審査委員会
5月24日	第1回及び第2回免許試験委員会
5月30日	駐在員会議